

《 定期報告を必要とする建築物・建築設備等の指定概要 》

2 横浜市

(令和7年7月改正)

※ 表中の【床面積】:当該用途に供する部分(各居室の他、廊下・倉庫事務室等含む)の床面積の合計

報告周期	建築物 (常時閉鎖式の防火設備を含む(注10))	防火設備	建築設備 (給排水設備は対象外)							
	3年毎(用途ごとに提出年・月指定)	毎年	毎年							
用途	規模等(いずれかに該当するもの) 【用途が避難階のみにあるもの (個室ビデオ店等を除く)は対象外】	随時閉鎖式 (注9)	機械換気	機械排煙	非常用照明					
	政令及び横浜市建築基準法施行細則									
劇場	①3階以上の床面積が100㎡超 ②客席部分が200㎡以上 ③主階が1階にないもので100㎡超(★) ④地階の床面積が100㎡超(★)	定期報告の対象となる建築物に設置された設備								
映画館										
演芸場										
観覧場(屋外観覧場は除く)										
公会堂										
集会場(葬祭場・結婚式場等)										
ホテル、旅館										
病院・有床診療所(注1)						(いずれかに該当するもの) ①定期報告の対象となる建築物に設置された設備 ②床面積の合計が200㎡超の建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	
共同住宅(注2)										
寄宿舎(注3)										
児童福祉施設等(注4)	①3階以上の床面積が100㎡超 ②床面積が2,000㎡以上	定期報告の対象となる建築物に設置された設備								
体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(注5)										
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗 料理・飲食店等(注6)										
勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売所										
個室ビデオ店等(注7) (カラオケ等)										
複合用途建築物 (この表に掲げる2以上の用途に供するもの)(注8)										
児童福祉施設等(注4)						【就寝用途の児童福祉施設等】 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設〔(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む)、その他これに類するもの(宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター)〕 ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービスを行う事業所(利用者の就寝の用に供するもので、自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る)				
体育館等(注5)										
料理・飲食店等(注6)										
個室ビデオ店等(注7)										
複合用途建築物(注8)										
随時閉鎖式(毎年)(注9)	・外壁開口部の防火設備及び防火ダンパーは対象外	【建築物での報告】 (①避難経路に設けられたもの ②吹抜きに面して設けられたもの ③日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの)								
常時閉鎖式(3年毎)(注10)	・各階の主要な防火扉に限る(開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻るもの)									

《★》 建築物全体の法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以下であり、かつ、建築物全体の階数が2以下であるものを除く。

建築物の用途	(注1) 病院・有床診療所	・2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る
	(注2) 共同住宅	・サービス付き高齢者向け住宅に限る
	(注3) 寄宿舎	・サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る
	(注4) 児童福祉施設等	【就寝用途の児童福祉施設等】 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設〔(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む)、その他これに類するもの(宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター)〕 ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービスを行う事業所(利用者の就寝の用に供するもので、自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る)
	(注5) 体育館等	・学校に付属するものを除く
	(注6) 料理・飲食店等	・展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店
	(注7) 個室ビデオ店等	・周囲を壁、天井、戸により区画された個室を有する個室ビデオ店、カラオケボックス、複合カフェ等の用途が対象 ・「個室ビデオ店等」が対象の場合は、市で定めた調査項目(報告書式)等が追加となる
	(注8) 複合用途建築物	・対象要件は満たさないが、それらを合算すると対象になる場合
設備火	(注9) 随時閉鎖式(毎年)	・外壁開口部の防火設備及び防火ダンパーは対象外
	(注10) 常時閉鎖式(3年毎)	・各階の主要な防火扉に限る(開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻るもの)【建築物での報告】 (①避難経路に設けられたもの ②吹抜きに面して設けられたもの ③日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの)

《注意点》・対象建築物:市建築基準法施行細則で追加されている。

・建築物の報告周期:①3年毎(用途ごとに提出年・月が指定されている。)

②対象要件を満たす複数の用途がある場合は主たる用途の項による